平成３０年（フ）第１０８０号
東京都世田谷区喜多見８丁目３－１－102
債務者　青野　友希
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０８２号
東京都葛飾区亀有２丁目２－１－202
債務者　大城　　清
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２４９号
横浜市中区扇町４丁目11番地３　第一西村ビル532号室
債務者　諸隈　正伸
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２５６号
横浜市鶴見区矢向３丁目２番13号　シャトレ矢向Ｃ棟404
債務者　星谷　芳美
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２５７号
神奈川県鎌倉市大船４丁目18番３号　スプリングピアＤ　102号室
債務者　古林孝太郎
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２５９号
横浜市鶴見区東寺尾東台９番23号　赤井コーポ102号室
債務者　浅川　克巳
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３８５号
大阪府東大阪市鷹殿町13番24号
債務者　吉川奈緒美
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４７０号
大阪市浪速区戎本町１丁目８番31―903号
債務者　藤野　聖信
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５１９号
大阪市住吉区住吉１丁目２番８号
債務者　住吉貨物こと　冨永　武志
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６３６号
大阪市中央区谷町４丁目３番14号メゾンコー谷町401号室
債務者　牧野　光一
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０３号
東京都立川市若葉町４丁目25番地の１若葉町団地２棟505号
債務者　坂倉　好洋
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５４５号
栃木県宇都宮市駒生町1359番地284
債務者　廣瀬　妙子
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第３５号
栃木県矢板市本町12番12号
債務者　千田　和幸
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５１６号
静岡県浜松市中区富吉町12番207号　市営富吉団地Ｂ棟
債務者　熊谷優一郎
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第２３号
静岡県掛川市葛川615番地の１　メゾンド・ファミーユ　105、前住所静岡県掛川市葛川615番地の１　メゾンド・ファミーユ　202
債務者　波照間史子（旧姓大島）
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係